

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環促進法） 施行に伴う対応について（令和4年4月1日施行）

1. これまでの取組

本市では、これまでお菓子等の袋類や卵・弁当のパック・トレイ等のプラスチック製容器包装(注1)は「容器包装リサイクル法(平成7年)」に基づき、「資源プラ」として、分別収集し、リサイクルプラザにて選別したのち、容器包装リサイクル協会に引渡しております。

一方、プラスチック製ハンガーや歯ブラシ、CDやメガネのケース等のプラスチック製品（「製品プラ」）については、燃やせるごみとして焼却をしています。

(注1) プラスチック製容器包装とは、商品を入れるプラスチック製の容器や、商品を包むプラスチック製の包装で、商品を使いきったり、商品と分離された場合に不要となるもの。

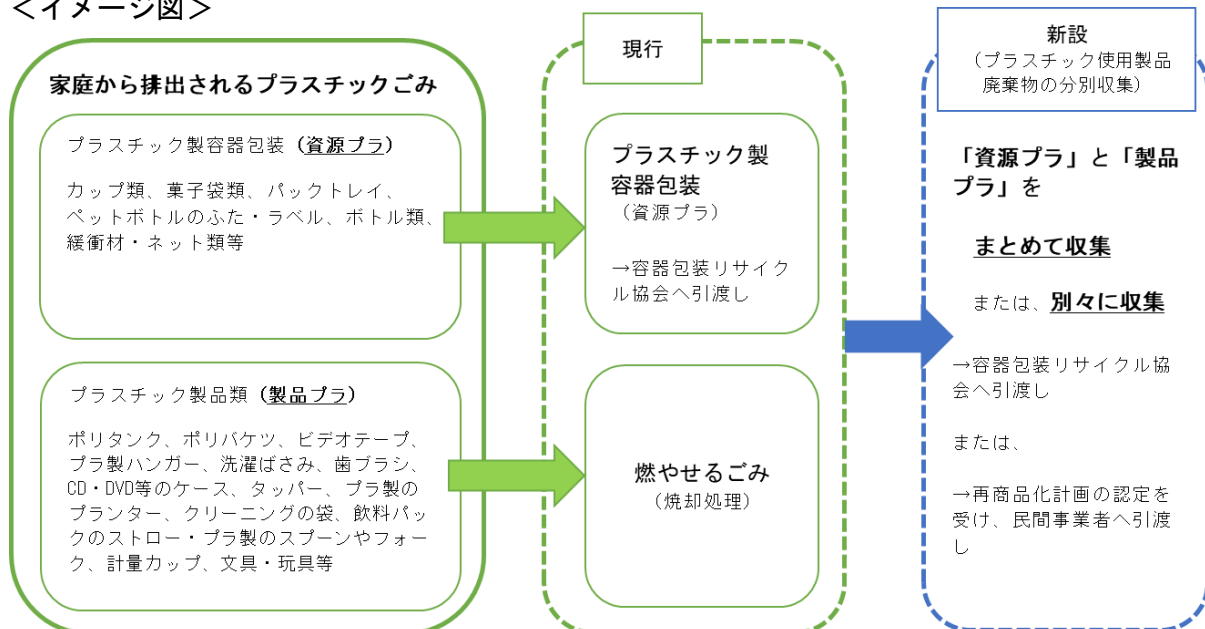
2. 「プラスチック資源循環促進法」施行に伴う市町村の取組

本法律では、「資源プラ」のみならず、これまで焼却していた「製品プラ」もプラスチック使用製品廃棄物(157品目：注2)として、再資源化を図ることとしており、リサイクルの方法としては、以下の2通り（「資源プラと製品プラをまとめて収集」または、「資源プラと製品プラを別々に収集」）が示されています。

市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準等を策定し、住民への周知に努めるとともに、リサイクルの方法は、市町村の状況に応じて選択し、実施時期についても、市町村の判断とされています。

(注2) 157品目については、分別収集物に含めてよいものの例であり、市町村が必ず収集しなければいけないものではない。

＜イメージ図＞



3. 「製品プラ」をリサイクル（再商品化）するにあたっての課題

- (1) 製品プラの量及び組成分析の把握
- (2) 再商品化できるかどうかの品質等の調査
- (3) 調査機関やモデル地区選定の検討
- (4) 収集の対象とする製品プラの選定
- (5) 市民への効果的な周知方法
- (6) 収集体制の構築 など

「製品プラ」の再商品化については、広域各市と協議する中、課題を整理します。